

高介第1641-1号  
平成27年2月27日

研修実施機関の長 様

埼玉県福祉部高齢介護課長 江森 光芳（公印省略）

「埼玉県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定取扱要領」の一部  
改正について（通知）

介護保険事業の推進につきましては、日頃御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

この度、厚生労働省から、「介護保険法施行規則第22条の33第2号の厚生労働大臣が定める講習の内容の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第250号）の制定及びこれに伴う「福祉用具専門相談員について」の一部改正について、別添のとおり通知がありました。

これに伴い、「埼玉県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定取扱要領」の一部を改正しましたので、御留意の上、講習を実施していただきますようお願いいたします。

この改正により、福祉用具専門相談員の資格要件を変更していますので併せて御確認ください。

担 当：介護人材担当 筒井  
電 話：048-830-3232  
E-mail：a3240-18@pref.saitama.lg.jp